

公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日行政改革実行本部決定)に基づく
独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての情報の公開

様式4

交付又は支出先法人名称	契約の相手方の 法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める会費 一口当たりの金額、もしくは 最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合	
							公益法人の区分	国認定、都道府 県認定の区分
公益社団法人日本監査役協会	3010005017481	会費	220,000	1名:100,000円 2名以上*1人当たり 60,000円加算	平成30年6月8日	独立行政法人通則法等の改正により監事の機能強化が図られ、監査実務に関する会議・研修、情報共有・意見交換等、最新情報の入手が必要なため。	公社	国認定
公益社団法人農業農村工学会	8010405010362	論文投稿料	258,120		平成30年 5月18日 6月 8日 7月13日 7月13日 9月14日		公社	国認定
公益社団法人日本獣医学会	3010005018190	論文投稿料	107,000		平成30年 6月 8日 8月 3日 8月31日 9月 7日		公社	国認定
公益社団法人日本畜産学会	7010505000099	論文投稿料	187,920		平成30年 8月10日 8月17日 9月14日 9月21日		公社	国認定
公益社団法人日本地下水学会	3010005014421	論文投稿料	210,240		平成30年 7月 2日		公社	国認定

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。